

## 小金井市長交際費支出基準

### (目的)

第1条 この基準は、市行政の円滑な運営を図るため、市長（代理による出席者を含む。）が小金井市（以下「市」という。）を代表して行う対外的な交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出項目、支出範囲その他必要な事項及びその公表について定めることにより、適正な事務執行及び透明性の確保に資することを目的とする。

### (支出の相手方)

第2条 交際費を支出する個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の伸展に功績があったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他政治団体又はその支部、理事者の3親等以内の親族（葬儀等を除く。）及び出資団体の事業には支出しない。

### (支出項目等)

第3条 交際費は、その行為が市政の伸展に結びつくことが期待されるもの又は社会通念上儀礼の範囲として認められるもので、市長（代理による出席者を含む。）が出席する際の次の各号に掲げる支出項目に応じ、当該各号に定める基準により支出できるものとする。

#### (1) 祝金 次に掲げる基準

ア 広く市民を対象として開催するスポーツ又は文化に関する行事、各種団体の記念式典・祝賀会等その他市を代表して祝意を表す必要がある場合のお祝いとして、5千円を限度として支出する。

イ スポーツ・文化活動を行っている市内の個人又は団体の全国大会、国際大会等への出場祝い及び海外青年協力隊又はシニア海外ボランティアへの参加に対する激励として、1万円を限度として支出する。

(2) 会費 会費を必要とする市政運営上必要な会議、会合、研修会等へ出席する場合で、その実費を支出する。この場合において、飲食を伴うにもかかわらず実費の額が不明であるときは、原則として5千円を支出する。

#### (3) 渉外関係費 次に掲げる基準

ア 友好都市、各種協定締結都市その他市区町村等（以下「友好都市等」という。）

への訪問の際の土産代及び国内外からの訪問を受ける際の土産・物品代として実費を支出する。ただし、1万円を限度とする。

イ 友好都市等からの来客を応接するための飲食に係る経費として、社会通念上妥当と認められる範囲内かつ必要最小限の金額を支出する。

(4) 弔慰金 別表の基準により支出する。

(5) 見舞金 市政功労者又は市政関係者等が、14日以上入院した場合、1万円を限度として支出する。

(6) 前各号以外で市長が特に必要と認めたもの 支出金額をその都度決定して支出する。

(交際費の支出)

第4条 広報秘書課長（以下「課長」という。）は、交際費の支出のため、あらかじめ一定額を資金前渡の方法により、会計管理者から交付を受けるものとする。

(領収書等の整備、保管等)

第5条 課長は、前2条の規定に基づき交際費を支出した場合は、支出に係る領収書等を整備し、保管しておかなければならない。ただし、領収書等を徴することができないものについては、この限りでない。

(市長への報告)

第6条 課長は、交際費の執行状況について、毎月15日までに前月分を市長に報告しなければならない。

(公表する内容)

第7条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出項目
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(公表の時期及び方法)

第8条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月末日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 交際費の公表に当たっては、小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

支出範囲		香料	花輪 又は 生花
市に功勞・功績のあった者	本人	10,000 円	○
市の特別職の職員で常勤の者 (市長、副市長及び教育長)	現職	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
	元職	市長、助役、 副市長、収入 役、教育長	10,000 円
市議会議員、市を選挙区とする国会議員及び都議会議員	現職	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
	元職	本人	5,000 円
行政機関の委員(農業委員、教育委員、監査委員、 選挙管理委員及び固定資産評価審査委員)	現職	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
	元職	本人	5,000 円
行政から委嘱を受けた委員等及び市内小中学校に勤務する校長・副校長	現職	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
各種団体の役員で、市長が特に必要と認めた者	現職	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
	元職	本人	5,000 円
他市区町村長及び副市区町村長、他市区町村議会議長並びに関係官公署の長で、市長が特に必要と認めた者	現職	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
	元職	本人	5,000 円
市の一般職員	現職	本人	○

備考

- 1 弔慰金の支出対象者と同等の弔慰を表す必要のある者で市長が必要と認めた者については、上記支出範囲外でも支出できるものとし、また、上記に定めた香料の金額は市長の判断により増減できるものとする。
- 2 この表において「香料」とは、告別式等に参列する場合の香典等に支出するものをいう。
- 3 「花輪又は生花」は、原則として税抜きで15,000円程度とする。ただし、ケースによって変わることもある。
- 4 この表において「親族」とは、配偶者、1親等血族及び同居の1親等姻族をいう。
- 5 この表において「行政から委嘱を受けた委員等」とは、民生委員・児童委員、保護司、消防団員などをいう。
- 6 この表において「各種団体の役員」とは、主に商工会会長、社会福祉協議会会長、医師会会長、歯科医師会会長、薬剤師会会長、シルバー人材センター会長、勤労者福祉サービスセンター会長、観光まちおこし協会会長、体育協会会長、東京むさし農業協同組合代表理事(小金井地区)などをいう。